

# 秘密保持契約書

(以下「甲」という)と三和メッキ工業株式会社(以下「乙」という)とは、甲乙間の機密保持事項につき、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲は乙との取引開始に係わる諸手続により得た乙の技術上の機密ならびに取引上の情報等を乙の許可無く他に漏洩してはならない。

第2条 乙は仕様書、支給された材料、貸与または分譲された型治具・機械・設備、甲の技術上の委任事項、その他、取引開始に係る諸手続によって得た情報等につき甲の許可無く他に漏洩または公開してはならない。

第3条 本覚書に疑義が生じた場合、並びに本覚書に規定無き事態が発生した場合は、別途甲乙間で協議し解決するものとする。

本覚書締結を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 福井県福井市大瀬町 5-30-1  
三和メッキ工業株式会社  
代表取締役 清水 栄次